

「市過疎地域産業開発促進条例」に関する各種手続きについて

●概要

根拠法令・例規	市過疎地域産業開発促進条例 ほか								
主な対象地域	市内全域								
設備投資規模	製造業、旅館業								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">資本金</th> <th style="width: 50%;">新設又は増設した設備の取得価額</th> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金	新設又は増設した設備の取得価額	5,000万円以下	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上
	資本金	新設又は増設した設備の取得価額							
	5,000万円以下	500万円以上							
5,000万円～1億円	1,000万円以上								
1億円超	2,000万円以上								
農林水産物等販売業、情報サービス業									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">資本金</th> <th style="width: 50%;">新設又は増設した設備の取得価額</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table>	資本金	新設又は増設した設備の取得価額	なし	500万円以上					
資本金	新設又は増設した設備の取得価額								
なし	500万円以上								
適用要件	<p>(1)土地については、R3.4.1以降に取得された土地で、かつ、その取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限る。</p> <p><u>土地取得日</u>＝所有権移転した日（売買契約の日付） <u>建設着手日</u>＝建物の基礎工事に着手した日（地質調査・測量は除く）</p>								
免除内容	対象資産に係る固定資産税の3年間の課税免除（減免率100%）								
対象業種	<p>● ①製造業、②農林水産物等販売業、③旅館業、④情報サービス業等の対象となる設備の取得等</p> <p>※「農林水産物等販売業」とは？ 地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に、地域以外の者に販売することを目的とする事業 例：観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストランなど</p> <p>※「取得等」とは？ 取得又は製作若しくは建設 （建物については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む） 資本金の額が5,000万円超である法人は新設・増設のみ</p>								

●手順のスケジュール

＜流れ＞	＜手続き・提出書類＞
<p>①申請 （事業所→市）</p>	<p>指定を受けようとする事業者は、<u>工事着工前</u>に左記の書類を提出します。 （規則第2条）（正副2通）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">（提出書類）</p> <p>①特別措置適用工場等指定申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③定款及び法人の登記事項証明書（定款はコピー、謄本は原本） ④最近の事業報告書（過去3年分ほど） ⑤固定資産税納付額見込書（様式第3号）</p> </div>

⑥その他本市が求める書類

(決算書、確定申告(写し)、納税証明書、設備等導入に係る見積書)

※提出書類の記載上の注意※

②事業計画書 (様式第2号)

(1) 「3 工場等一覧表」

ア 「建設投下固定資産額」は、所有している工場等の情報の直近の固定資産額、用地の面積及び取得価額を記載すること。

イ 「生産量、生産額」、「従業員数」は、直近の実績値を記載すること。

(2) 「6 指定を受けようとする工場等の建設計画」

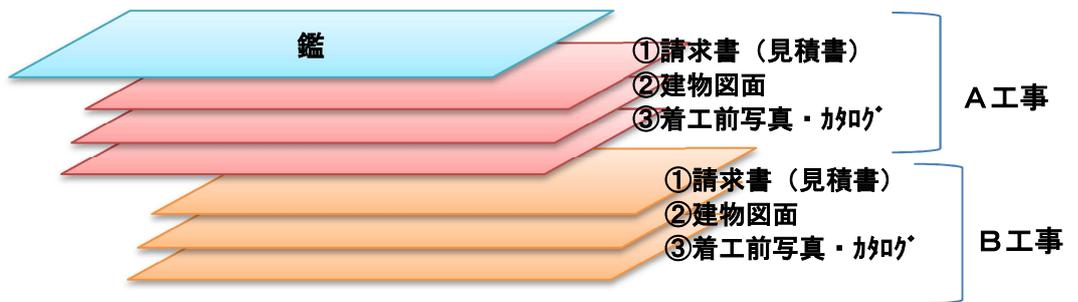
ア 「(6) 投下固定資産の種類別単価及び総額一覧表」は、土地代、建物代、構築物代、機械代と分けて記載し、申請書内に記載してある数量・金額と一致するよう記載すること。

⑥その他本市が求める書類

(決算書、確定申告(写し)、納税証明書、設備等導入に係る見積書)

(1) 見積書一式には、設備投資の内容がわかるよう、見積書の一覧の鑑を添付すること。なお、鑑は、指定の様式を用いること。

(2) 各見積書は、①見積書、②建物図面(全体図、平面図、立面図)、③着工前写真、または、カタログの順に並べ、提出すること。



②指定書の交付

(市→事業所)

市は、指定申請書を受取り、審査し認めるときは、申請事業者に対し、特別措置適用工場等指定書を交付します。(規則第3条)

③操業開始届の提出

(事業所→市)

指定事業者が、操業を開始したとき、操業を開始した日から10日以内に、以下の書類を提出します。(規則第4条)

(提出書類)

①指定工場等操業開始届 (様式第5号)

②請求書(見積書)、建物図面、着工前後の写真・カタログ

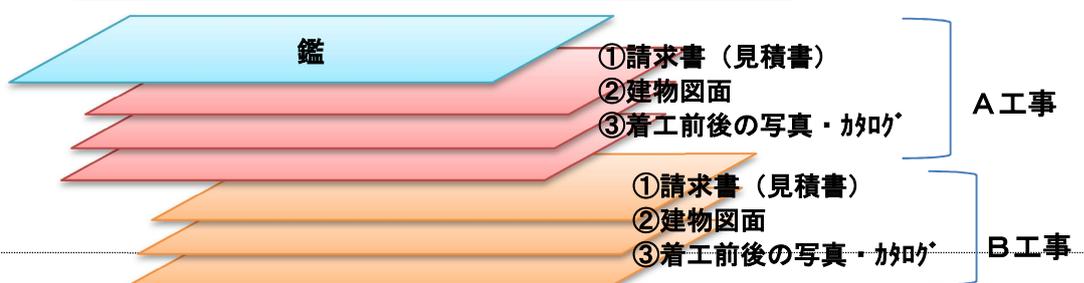
※提出書類の記載上の注意※

①

請求書(見積書)、建物図面、着工前写真・カタログ

(1) 請求書一式には、設備投資の内容がわかるよう、請求書の一覧の鑑を添付すること。なお、鑑は、指定の様式を用いること。

(2) 各請求書は、①請求書(見積書明細含む)、②建物図面(全体図、平面図、立面図)、③着工前後の写真、または、カタログの順に並べ、提出すること。



<p>④設置完了届の提出 (事業所→市)</p>	<p>指定事業者が、指定工場等の設置が完了したとき、以下の書類を提出します。(規則第7条)</p> <p>(提出書類)</p> <p>①指定工場等設置完了届 (様式第8号) <u>※操業開始届の提出と同時に、提出をお願いします。</u></p> <p>※提出書類の記載上の注意※ ①指定工場等操業開始届(様式第8号) 「7 生産計画」は、目標年度における指標を記載し、その指標に関する資料を添付資料として、御提出してください。</p>								
<p>⑤課税免除申請書、 確認申請書の提出 (事業所→市)</p>	<p>指定事業者は、固定資産税の課税免除を受けようとするとき、<u>指定施設等の新設又は増設に係る固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の3月31日までに</u>、以下の書類を提出します。(規則第5条、過疎法第30条)</p> <p>(提出書類)</p> <p>①固定資産税の課税免除申請書(様式第6号) ②過疎地域における事業用設備等に係る特別償却における確認申請書</p>								
<p>⑥各種届出 (事業所→市)</p>	<p>指定事業者は、<u>指定の日から最後の固定資産税の課税免除を受ける日までの期間で</u>、以下の表に該当したときは、右欄に掲げる届出書を提出しなければなりません。(規則第7条)</p> <table border="1" data-bbox="459 1317 1485 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別措置適用工場等指定関係書類の記載事項に変更があったとき。</td> <td>記載事項変更届(様式第7号)</td> </tr> <tr> <td>指定工場等の事業が承継されたとき。</td> <td>指定工場等事業承継届(様式第9号)</td> </tr> <tr> <td>指定工場等の事業の廃止又は休止があったとき。</td> <td>指定工場等事業廃(休)止届(様式第10号)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	提出書類	特別措置適用工場等指定関係書類の記載事項に変更があったとき。	記載事項変更届(様式第7号)	指定工場等の事業が承継されたとき。	指定工場等事業承継届(様式第9号)	指定工場等の事業の廃止又は休止があったとき。	指定工場等事業廃(休)止届(様式第10号)
区分	提出書類								
特別措置適用工場等指定関係書類の記載事項に変更があったとき。	記載事項変更届(様式第7号)								
指定工場等の事業が承継されたとき。	指定工場等事業承継届(様式第9号)								
指定工場等の事業の廃止又は休止があったとき。	指定工場等事業廃(休)止届(様式第10号)								

※なお、事業者が以下のいずれかに該当したときは、指定を取り消し、課税免除が取り消されます。

- (1) 上記概要に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 指定時の条件に違反したとき、書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 課税免除を行うために必要な報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

